# 東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2011年8月号

# 弁護士による 電話無料相談 毎週月曜~金曜 正午~午後3時

どんなことでもご相談下さい!

0120-431-990

※電話料・相談料とも無料です。

# 原発事故により被害を受けた方へ~東京電力による仮払金について~

### 〇補償について(仮払金)

被災者の皆様には、今回の原発事故によって受けた損害を、東京電力に補償(本ニュースでは、特に、「損害賠償」と区別しないこととします。)してもらう権利があります。

もっとも,原発事故による被害は,個々の被害者毎に事情が異なりますので,各々被害金額を算定するのは容易ではありません。そこで,東京電力が,一時的かつ部分的なものとして,補償金を支払うこととしました(仮払金)。

### ○補償の範囲に関する第一次指針

平成23年4月28日,補償の範囲に関する第一次指針が発表されました。対象区域から避難した等の方々に対し、検査費用や避難費用,医療費や慰謝料などが補償の対象となることや、対象区域内の事業者等に対して、営業補償等が支払われるとされました。

### 〇補償の範囲

どのような地域に住む方の、どのような損害が仮払金の対象となるかについては、「原子力損害賠償紛争審査会」という機関が、原発事故の補償範囲に関する指針を随時公表しており、この指針に沿って仮払金が支払われていくこととなります。

なお, 仮払金を受けられなかった場合であっても, 今後一切補償されないと決まったわけではなく, 将来的には補償される可能性があります。

### 〇補償の範囲に関する第二次指針

平成23年5月31日,補償の範囲に関する第二次指針が発表されました。 当指針では、第一次指針では定められていなかった「帰宅費用」等が補償 の対象に加えられたほか、避難費用や慰謝料の算定方法が具体化されました。事業者等の被った風評被害についても踏み込んでいますが、難しい問 題ですので、本ニュースでは十分なご説明ができないことを、予めお詫び申 し上げます。

# 補償の範囲に関する指針

〇補償の範囲に関する指針に出てくる、「避難等対象者」と「対象区域」という言葉について、予め説明します。

#### 【避難等対象者】

- → 対象区域から避難した方や、自宅が対象区域だったために帰れない方、対象区域で屋内待避をしている方の総称です。 【対象区域】
- → 避難区域,屋内待避区域,計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の4つの区域の総称です。

# 補償の範囲となる損害の項目は?

#### 〇検査費用(身体)

→ 避難等対象者の方が、被ばくの有無等を確認するための 検査費用、及びその付随費用(検査場所への交通費等)

# 〇避難費用

→ 避難等対象者の方が、避難するための交通費、家財道具の移動費用、対象区域外に滞在中の宿泊費・宿泊の付随費用

#### 〇生命・身体的損害

- →対象区域からの避難等を余儀なくされたため、
  - ①傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代等
  - ②これによる健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等。

# 〇精神的損害

→ 避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害(不便な生活や、生命・身体的被害についての精神的苦痛)

# 〇検査費用(物)

→ 対象区域内にあった物のうち、食品等、性質上安全を確認すべきものや、取引先から安全確認を要求されたものについての、検査費用

# 〇財産価値の喪失又は減少等

→ 管理不能や放射能汚染等により物の価値が喪失・減少した場合の価値減少分や放射能除染費用等

# 〇帰宅費用

→ 対象区域内の住居に戻るために負担した交通費, 家 財道具の移動費用

### 〇就労不能等による損害

→ 対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者の就労不能等による減収

### 〇一時立入費用

→ 警戒区域内に住居を有する者が、「一時立入」に参加するために自己負担した交通費、家財道具移動費用、除染費用等

# 〇事業者, 農林水産業者, 漁業・海運業者の方へ

→ 逸失利益(本件事故がなければ得られたはずの利益), 事故に よる追加費用, 風評被害(買い控え等の被害)などが補償され得ます

# 原発補償について、代表的なご質問にお答えします!

# Q 1 今回、仮払金を受け取れなかった人は、補償を受けられないの?

→ 受けられないと決まったわけではありません。

今回の仮払金は、東京電力の自主的判断によって 支払われるものです。今後更に仮払金が支払われたり、最 終的な補償金が支払われるときは、指針に基づいて支払対 象者が決められていくことになると思われます。

指針は、補償が認められる可能性の高いものから順次提示されますので、今後提示される指針によって、さらなる範囲の人・損害が、補償の対象になる可能性があります。

# Q3 いわゆる風評被害に関して、指針はどのような一般的基準を定めているの?

→ 「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有している場合とする。」と定めています。

そのうえで、「本件事故のような原子力事故に関して言えば、むしろ必ずしも明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えるべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、原子力損害として賠償の対象となる。」との注釈を付しております。

### Q5 原発近くの放射能汚染された土地に戻るつも りはないのですが、この土地を、東京電力か国が買 いとってはくれないのでしょうか?

→ 残念ですが、本件原発事故のような場合に、土地の 買取を法律上強制させることはできません。そのような解決 方法を提案する声もありますので、もしかしたら、今後認めら れるかもしれませんが、現時点では未確定です。

# Q7 原子力損害の補償(賠償)を受けるためには、 どのような資料を準備しておけばいいの?

→ 実際に支出したことを証明する領収書類を保管しておく 必要があります。

また, 原発事故発生時以降, すなわち, 平成23年3月 11日以降の行動について, できる限り正確な記録をつけて おくことも必要です。各地の弁護士会で, 記録のためのノート を作成・配布していますので, ご利用下さい。

ちなみに、補償(賠償)請求に際して必要になると見込まれる書類について、Q2でも紹介しましたが、下記の文部科学省のホームページでもまとめられています。参考にしてみて下さい。

http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/baisyo/1304 760.htm

### Q2 東京電力から補償金を支払ってもらうためにはどうすれば?

→ 補償金を支払ってもらうため(損害賠償請求をするため)には, ①東京電力との間で示談をする方法, ②原子力損害賠償紛争審査会に和解の仲介を申し出る方法, ③ 裁判による方法の, 3つの方法によることが考えられます。

文部科学省HP では、原子力損害の補償を受けるための手続きが記載されています。これは上記①(東電との間の示談)の手続きに関するものと思われ、また必ずしもその手続きによらなければならないというわけではないものと考えられますが、参考になると思います。東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター 電話 0120-926-404 受付時間 9:00 ~ 21:00)に相談してみてもよいでしょう。

※文部科学省HP (原子力損害賠償制度 必要となる手続き) http://www.mext.go.jp/a\_menu/anzenkakuho/baisho/1304760.htm

# Q4 私は、対象区域外に住んでいたところ、危険だと思って自主的に避難したのですが、一切賠償してもらえないの?

→ 現在の指針では、対象区域内からの避難者の損害のみが、「政府による避難等の指示に係る損害」の対象となっており、対象区域外から自主的に避難した被災者の避難に関する損害については、現時点では全く対象となっていません。

ただし, 指針に入っていないからといって損害賠償の対象外ということにはなりませんので, 具体的な状況, 避難の必要性等により対象区域外から自主的に避難した方の損害賠償もあり得ます。

# Q6 原発事故により、借家を離れて避難しているのですが、借家の家賃は支払い続けないといけないの?

→ 借家が警戒区域又は避難指示の地域内の場合, 賃借人は当借家に居住できず, 大家の賃貸建物を使用収益させる義務は, 当事者双方の責めに帰することのできない事由により履行不能になったと言えますから, 民法536条1項により, 家賃の支払義務も消滅すると考えられます。ですので, 家賃は支払わなくてもよいということになるでしょう。

借家が警戒区域や避難指示の地域外に所在し、借家人が自主避難している場合には、必ずしも居住不可能とまでは言えないと考えられます。したがって、大家の使用収益させる義務及び借家人の家賃支払債務共に消滅しない可能性が高いことになります。とすれば、少し酷かもしれませんが、家賃を支払い続けないといけません。

なお、賃借人から賃料の支払いを受けられなくなった場合の大家は、 その損害を東京電力に賠償請求することができると考えられますが、未だ原 子力損害賠償紛争審査会の結論は出ていません。

# Q8 避難による損害に関して、東京電力から仮払補償金が支払われるそうですが、どのように請求すればよいのですか?金額や、受取るための要件は、どうなっていますか?

→ 「避難」・「屋内退避」が指示された地域等に居住していた人を対象に、1世帯あたり100万円、単身世帯の場合には75万円の仮払補償金が支払われます。

また、世帯とは別に、個人毎に、避難期間等に応じて、10万円から30万円の追加仮払補償金が支払われます。

ご不明な点につきましては,東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター 電話 0120-926-404 受付時間 9:00 ~ 21:00 )に相談してみて下さい。

# Q9 対象区域に居住しているのですが、住民票がない場合、仮払いを受けることができますか?

→ 原則として住民票が必要ですが、これはあくまでも居住実態を立証する手段のひとつとして要求されているものにすぎませんから、実際に住んでいるのに住民登録をしていなかった場合を除外するものではありません。賃貸借契約書や、義援金を受けたときの書類、公共料金の領収証などでもよいようです。

詳細については、Q8でも紹介した、原子力補償相談室(コールセンター 電話 0120-926-404 受付時間 9:00 ~ 21:00)に相談してみて下さい。